

総社市水道料金等収納事務のコンビニエンスストアへの委託に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第3号

総社市水道料金等収納事務のコンビニエンスストアへの委託に関する規程の一部を改正する規程

総社市水道料金等収納事務のコンビニエンスストアへの委託に関する規程（平成30年総社市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の2</u>及び総社市水道事業会計規程（平成26年総社市水道事業管理規程第1号）第4条の2の規定に基づき、水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び浄化槽使用料（以下「水道料金等」という。）の収納事務を、コンビニエンスストア本部及び料金収納代行サービス会社（以下「コンビニ本部等」という。）に委託することについて必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第158条</u>及び総社市水道事業会計規程（平成26年総社市水道事業管理規程第1号）第4条の2の規定に基づき、水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び浄化槽使用料（以下「水道料金等」という。）の収納事務を、コンビニエンスストア本部及び料金収納代行サービス会社（以下「コンビニ本部等」という。）に委託することについて必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。